

出席者名簿

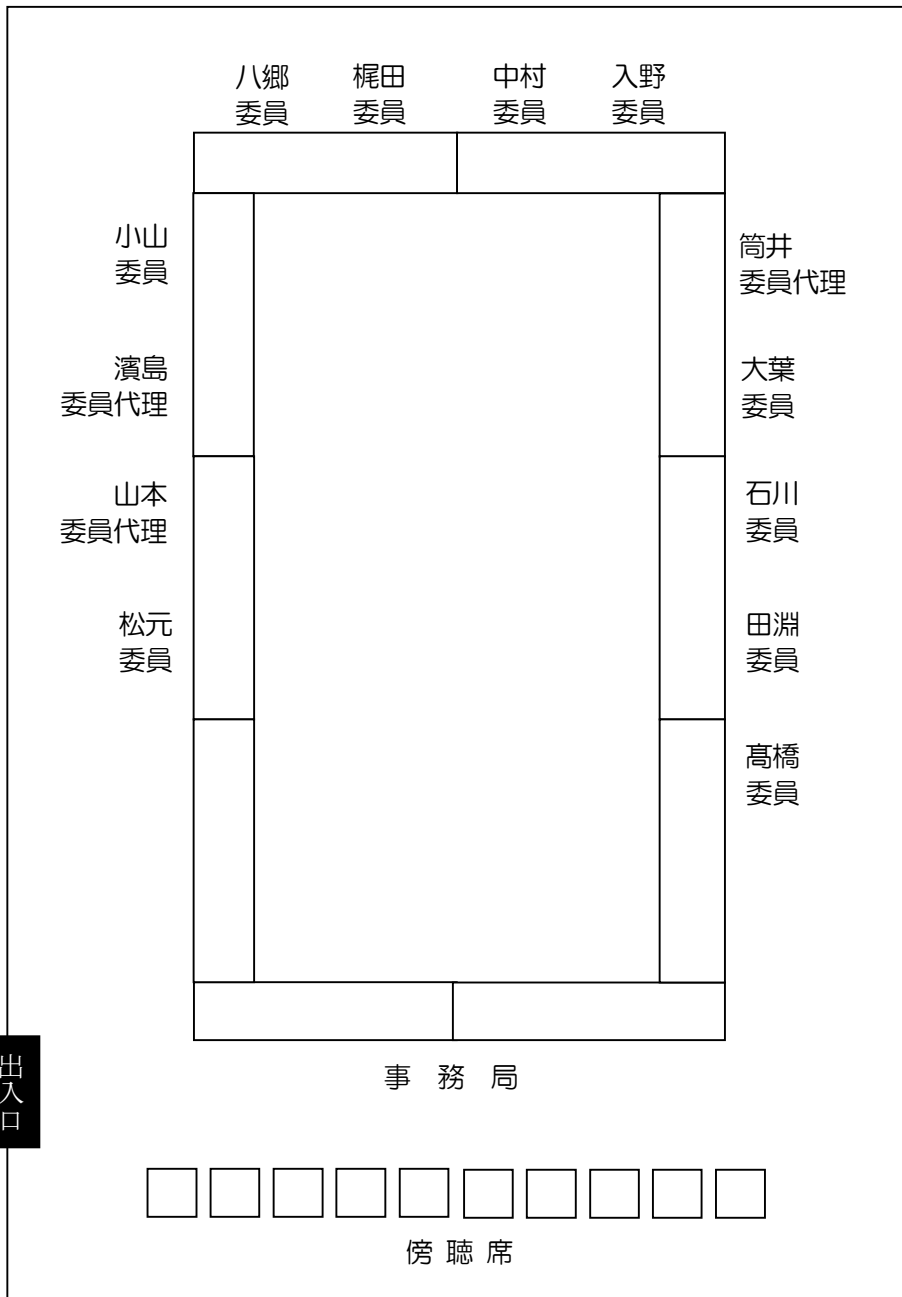
■委 員（敬称略）

名 前	所 属 名	備 考
なかむら ふみひこ 中村 文彦	横浜国立大学 理事・副学長	
かじた よしたか 梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
いりの はるろう 入野 晴朗	川崎鶴見臨港バス(株) 取締役運輸部長	
きま すすむ 蘭 進	川崎タクシー(株) 取締役社長	代理出席 筒井 係長
はちごう ひろふみ 八郷 大文	(一社)神奈川県バス協会 専務理事	
おおば あきひこ 大葉 章彦	神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長	
いしかわ かく 石川 関	川崎市全町内会連合会 理事	
たぶち はるえ 田淵 治恵	市民（公募による選出）	
たかはし みつえ 高橋 光恵	市民（公募による選出）	
こまつ かずのり 小松 和則	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	欠 席
こやま くにまさ 小山 国正	神奈川県交通運輸産業労働組合 執行委員長	
ふじた かずひさ 藤田 和久	神奈川県警察本部交通部交通規制課 都市交通対策室長	代理出席 濱島 係長
つなしま きよし 綱島 清	川崎市建設緑政局 総務部長	代理出席 山本 課長補佐
まつもと しんいち 松元 信一	川崎市まちづくり局 交通政策室長	

■事務局

北村 岳人	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当課長	
石川 武彦	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当係長	
榎本 泉	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	
長岐 亮	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	
山内 啓史	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	

席次表



麻生区高石地区におけるコミュニティ交通「山ゆり号」の事業計画の変更について

1 協議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条
 地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2 協議事項

次の事業計画の変更について協議を行う。(要綱第6条第3項の規定に基づく議決)

(変更理由)・利用者の要望に応じて、高石団地から百合ヶ丘駅、百合ヶ丘駅から高石団地、循環便といった運行を、循環便のみに変更し、わかりやすい運行とする。
 ・回送運行を削減することで、乗車回数を増やす。
 ・また、地域集会等での要望に応じて、停留所を新設することで、利用者の拡大を図る。

(変更案) ①運行ルートを循環便(現T5系統)のみとするため一部ルート廃止
 上記に係る運行系統の新設・廃止(6系統から3系統に変更)、運行回数と時刻表の変更

②停留所の新設3箇所及び既存停留所の百合ヶ丘駅方面の廃止
 ・新設:NYファーマシー前、ゆりがおか療養センター前、ヴィレッジ正門前
 ・廃止:バス停が高石団地方面と百合ヶ丘駅方面に両方ある停留所を高石団地方面のみとする変更(乗車箇所の変更はなし)

③乗継割引運賃の設定
 ・新設停留所から高石団地方面、及び各停留所から「スーパー三和」方面への乗継

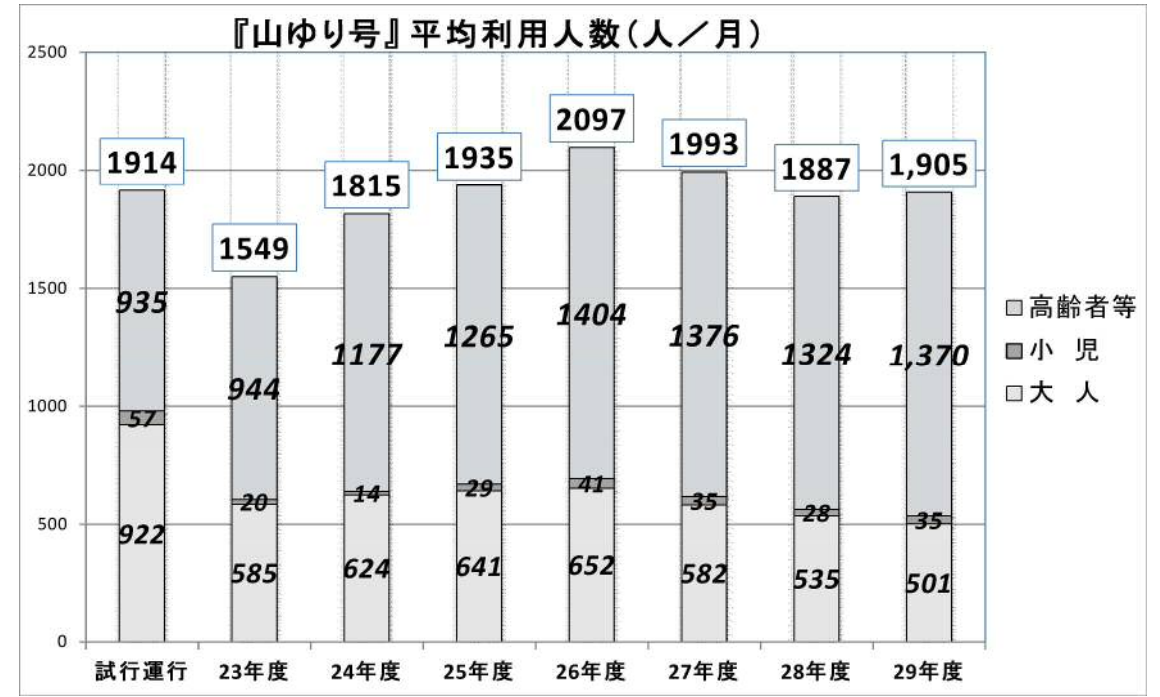
3 変更に関する調整状況

- 平成29年1月 『山ゆり号交通事業運営委員会』において検討開始
- 平成29年4月 利用者調査
- 平成29年8月、9月 麻生警察署交通課と事前調整 ⇒支障なし
- 平成29年10月 道路管理者(麻生区道路公園センター)と事前調整 ⇒支障なし
- 平成29年11月 停留所設置について地権者および近隣住民と事前調整 ⇒支障なし
- 平成29年12月 『山ゆり号交通事業運営委員会』において運行計画の変更を決定
- 平成29年12月 地域住民アンケート実施⇒全便を循環便とする賛成意見が多数
- 平成30年 3月 地域集会にてアンケート結果及び変更概要説明

4 変更運行開始までのスケジュール

- 平成30年5月 地域公共交通会議(本日)
- 平成30年6月 関東運輸局への申請(予定)
- 平成30年9月 変更運行開始(予定)

(利用者の状況)



(利用者への影響)

○利用者調査結果「高石団地」から「百合ヶ丘駅」(平成29年4月10日(月)～4月14日(金)の5日間の合計)

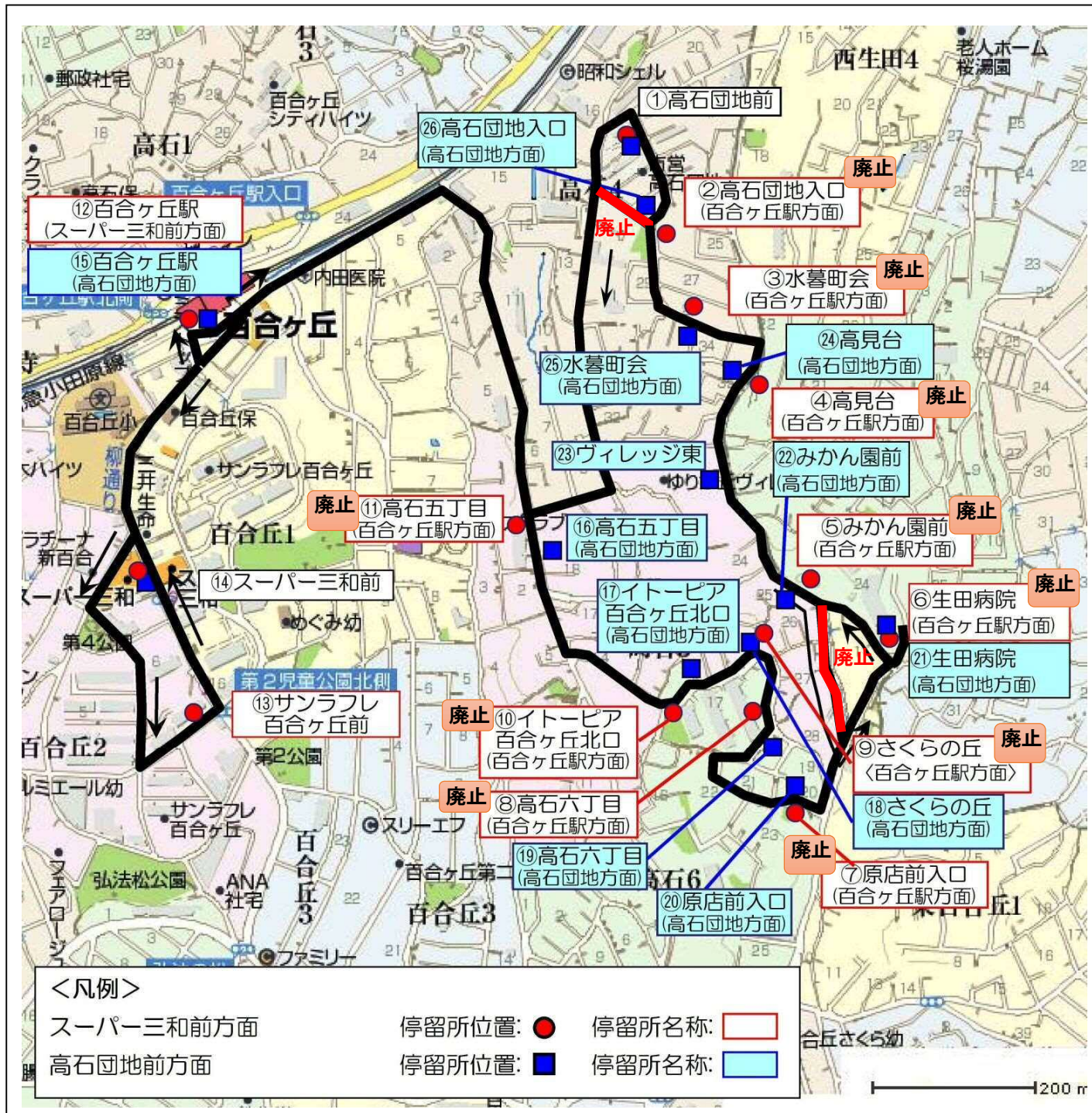
停留所名	高石団地	高石団地入口	水善町会	高見台	みかん園前	生田病院	原店前入口	高石六丁目	みかん園前	イトーピア百合ヶ丘北口	高石五丁目	百合ヶ丘駅	サンフレス百合ヶ丘前	スーパー三和前	合計
乗車	33	12	25	18	3	1	0	6	7	20	13	0	0	16	154
降車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	2	6	138

循環便による
 乗車時間短縮: 88人
 (高石団地) 17分から8分
 (高見台) 15分から12分

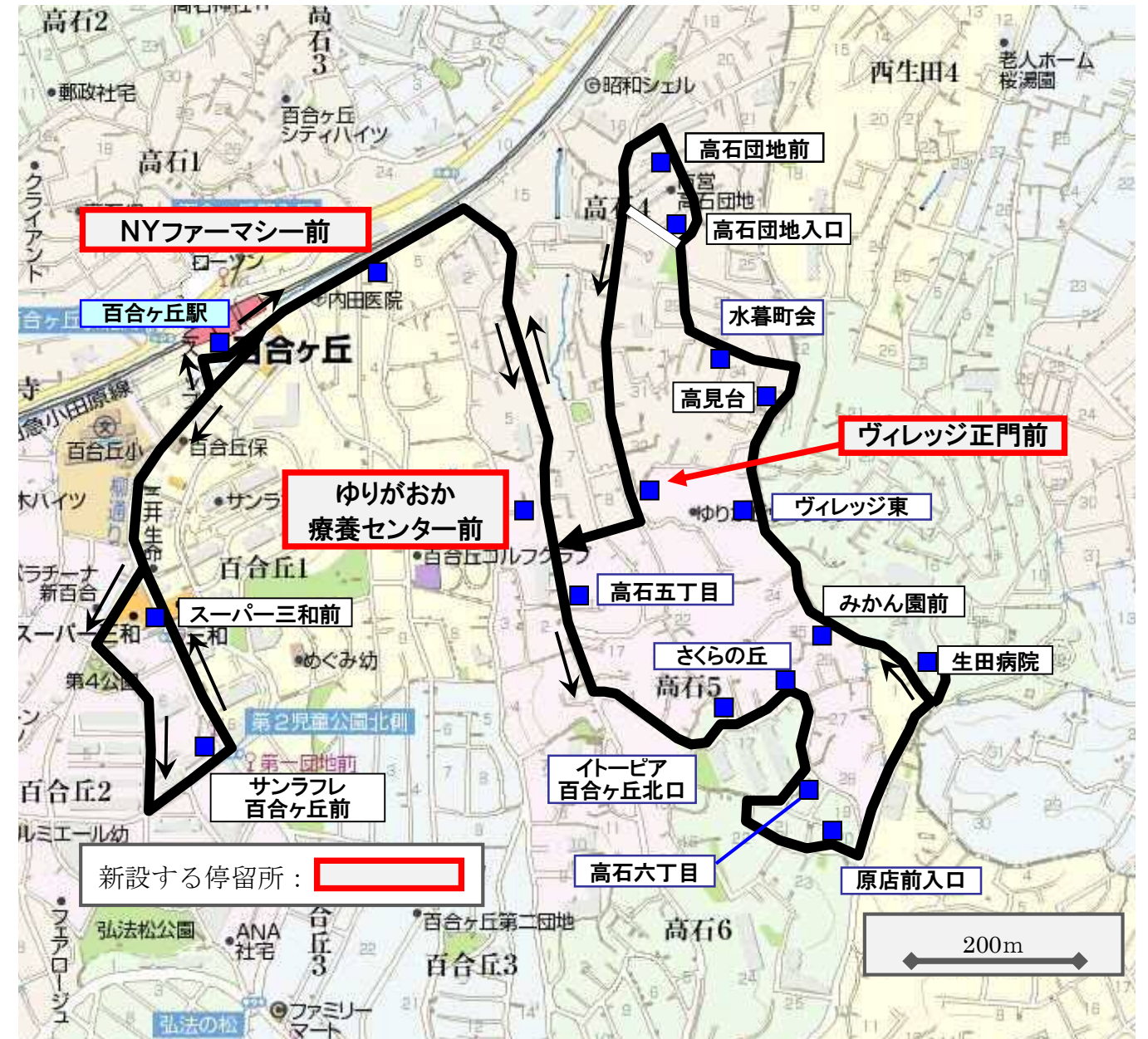
循環便による
 乗車時間延長: 46人
 7分から21分(高石5丁目)
 10分から18分(高石6丁目)

変更前

■運行ルートを循環便(現T5系統)のみとするため一部ルート廃止



変更後



■停留所の数

変更後18箇所(3箇所新設、百合ヶ丘駅方面バス停を廃止)

設置箇所: NYファーマシー前、ゆりがおか療養センター前、ヴィレッジ正門前



変更前

■運行系統 往復合計22本/日の平日運行(土日祝日運休)

系統	起点	主たる経由地	終点	距離(km)	所要時間(分)	運行回数
T1	高石団地前	百合ヶ丘駅	スーパー三和前	4.30	20	3
T2	スーパー三和前	百合ヶ丘駅	高石団地前	3.26	15	1
T3	高石団地前	生田病院	百合ヶ丘駅	3.29	17	5
T4	百合ヶ丘駅	生田病院	高石団地前	2.94	13	6
T5	百合ヶ丘駅	高石団地前	百合ヶ丘駅	4.47	23	5
T6	スーパー三和前	高石団地前	百合ヶ丘駅	4.79	25	2
計						22

変更後

往復合計19本/日の平日運行(土日祝日運休)

系統	起点	主たる経由地	終点	距離(km)	所要時間(分)	運行回数
系統廃止						
T1	百合ヶ丘駅	高石団地前	百合ヶ丘駅	4.47	25	12
系統廃止						
T2	百合ヶ丘駅	スーパー三和前 高石団地前	百合ヶ丘駅	5.80	31	4
T3	生田病院	高石団地前	百合ヶ丘駅	2.45	15	3
計						19

系統名変更

新設

1日当りの運行本数の変更

	【午前】	【午後】	【計】
百合ヶ丘駅行	6本⇒7本	9本⇒12本	15本⇒19本
スーパー三和前行	1本⇒2本	2本⇒2本	3本⇒4本
高石団地行	3本⇒6本	11本⇒10本	14本⇒16本
計	9本⇒7本	13本⇒12本	22本⇒19本

時刻表は別紙のとおり

※循環便のため、百合ヶ丘駅行、スーパー三和前行、高石団地行の本数について重複あり

■料金

大人:300円 小児:100円(70歳以上・障害者等の方は100円割引)			
項目	大人	小児	備考
①基本運賃	300円	100円	
②高齢者・障害者等の運賃	200円	無料	基本運賃から100円引
③サポーター登録制度登録者の運賃	250円		基本運賃から大人50円引
②+③の運賃	150円		基本運賃から大人150円引(②と③の併用が可能)

大人:300円 小児:100円(70歳以上・障害者等の方は100円割引)			
項目	大人	小児	備考
①基本運賃	300円	100円	
②高齢者・障害者等の運賃	200円	無料	基本運賃から100円引
③サポーター登録制度登録者の運賃	250円		基本運賃から大人50円引
②+③の運賃	150円		基本運賃から大人150円引(②と③の併用が可能)

乗継割引適用

※乗継割引運賃は『百合ヶ丘駅』で適用するものとし、『ゆりがおか療養センター前』もしくは『N.Y.ファーマシー前』から乗車し、次発の『百合ヶ丘駅前』を起点とする便に乗り継ぐ場合、及び各停留所から次発のスーパー三和を経由する『百合ヶ丘駅前』を起点とする便に乗り継ぎ、『サンラフレ百合ヶ丘前』もしくは『スーパー三和前』で降車する場合に適用

「山ゆり号」時刻表

便番号	百合ヶ丘駅	サンラフレ百合ヶ丘前	スーパー三和前	高石五丁目	イトーピア百合ヶ丘北口	さくらの丘	高石六丁目	原店前入口	生田病院	みかん園前	ヴィレッジ東	高見台	水暮町会	高石団地入口	高石団地前	ヴィレッジ正門前	ゆりがおか療養センター前	NYファーマシー前	百合ヶ丘駅	(運転時間 時間調整時間含む)
	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[着]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[発]	[着]	[時]
回T01	【 営業所出庫 8:40 → 回送 → 9:00 百合ヶ丘駅着 】																			0:20
1	9:00	-	-	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	17	19	20	23	9:25	0:25
2	9:25	-	-	29	30	31	32	33	35	36	37	38	39	40	42	44	45	48	9:50	0:25
3	9:50	-	-	54	55	56	57	58	0	1	2	3	4	5	7	9	10	13	10:15	0:25
4	10:15	→ 回送 → 10:25着 休憩15分							40	41	42	43	44	45	47	49	50	53	10:55	0:15
5	10:55	58	11:00	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	18	20	21	24	11:26	0:31
6	11:26	29	31	36	37	38	39	40	42	43	44	45	46	47	49	51	52	55	11:57	0:31
7	11:57	-	-	12:01	2	3	4	5	7	8	9	10	11	12	14	16	17	20	12:22	0:25
8	12:22	→ 回送 → 12:32着 休憩50分							13:22	23	24	25	26	27	29	31	32	35	13:37	0:15
9	13:37	-	-	41	42	43	44	45	47	48	49	50	51	52	54	56	57	0	14:02	0:25
10	14:02	-	-	6	7	8	9	10	12	13	14	15	16	17	19	21	22	25	14:27	0:25
11	14:27	30	32	37	38	39	40	41	43	44	45	46	47	48	50	52	53	56	14:58	0:31
12	14:58	15:01	3	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	21	23	24	27	15:29	0:31
13	15:29	-	-	33	34	35	36	37	39	40	41	42	43	44	46	48	49	52	15:54	0:25
14	15:54	→ 回送 → 16:04着 休憩30分							34	35	36	37	38	39	41	43	44	47	16:49	0:15
15	16:49	-	-	53	54	55	56	57	59	17:00	1	2	3	4	6	8	9	12	17:14	0:25
16	17:14	-	-	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29	31	33	34	37	17:39	0:25
17	17:39	-	-	43	44	45	46	47	49	50	51	52	53	54	56	58	59	18:02	18:04	0:25
18	18:04	-	-	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	21	23	24	27	18:29	0:25
19	18:29	-	-	33	34	35	36	37	39	40	41	42	43	44	46	48	49	52	18:54	0:25
	【 百合ヶ丘駅発 18:54 → 回送 → 19:15 営業所入庫 】																			0:21
																				8:30

平成 30 年度の生活交通改善事業計画について

1 計画概要

(1) 計画策定の目的

- ・国土交通省では、バリアフリー化や公共交通の利用環境改善に係る地域取組への支援として、「地域公共交通バリア解消促進等事業」を実施
- ・同事業では、タクシー事業者が行うユニバーサルデザインタクシーの導入や、バス事業者が行うノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入について、国から補助金を交付
- ・タクシー事業者及びバス事業者が、同事業による補助を申請するにあたっては、補助申請を行う取組について、地域公共交通会議が策定する「生活交通改善事業計画（以下「本計画」という。）」に記載されていることを要件として義務付け
- ・したがって、本市においても、地域公共交通会議にて本計画の策定を行っているもの

(2) 計画策定の方法

- ・本会議の分科会を設置し、本計画策定に係る調査審議事務を分科会に付託
(川崎市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 1 項)
- ・タクシー事業とバス事業に分けて 2 つの分科会を設置し、本計画策定に係る調査、審議を実施の上、毎年度計画を策定
- ・具体的には、タクシー事業では「ユニバーサルデザインタクシー導入等導入促進事業計画」、バス事業では「ノンステップバス導入促進事業計画」及び「バスロケーションシステム導入促進計画」の合計 3 つの計画を策定
- ・策定結果については、分科会から本会議に報告を行うこととなっている
(川崎市地域公共交通会議分科会設置要領第 2 条)

2 平成 30 年度の計画内容

- ・平成 30 年 3 月 26 日に各分科会を開催し、分科会の決議を経て、平成 30 年度の計画を策定
- ・主な内容は、次のとおり

計 画 名	主 な 内 容
平成 30 年度川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに市内の法人タクシー総台数の約 10%をUDタクシーとする ・平成 30 年度は、88 台の導入を計画
平成 30 年度川崎市ノンステップバス導入促進事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに、現在 80%のノンステップバス導入率を段階的に上げ、更なる推進を図る ・平成 30 年度は、57 台の導入を計画
平成 30 年度川崎市バスロケーションシステム導入促進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運行情報の提供や、運行の定時性の向上等により、利用者の利便性向上を図る ・平成 30 年度は、21 基の導入を計画（一部は既存機器の改修）

3 今後の流れ

- ・各事業者において、補助金交付申請を実施
- ・年度内に分科会を開催の上、次年度の計画を策定する予定

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成30年3月26日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））
（代表者名）会長 矢島 浩

1. 生活交通改善事業計画の名称

平成30年度 川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢者社会の進展などによる社会的ニーズの変化に合わせて、平成25年3月に策定した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を1つの重点施策として掲げ、ユニバーサル化（バリアフリー化）の推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、普及促進を早期に図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

平成32年度までに川崎市内の法人タクシー総台数の約10%をUDタクシーとすることを目標とする。

（2）事業の効果

UDタクシーを導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などがUDタクシーの利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

【川崎市合計】

UDタクシーの導入 88 台

飛鳥交通川崎(株)15台、飛鳥交通川崎中央(株)15台、ワールド交通(株)2台、
明生タクシー(株)2台、生田交通(株)4台、(株)今井運送2台 (株)セブン1台、
高砂交通(株)2台、平和交通(株)2台、ひまわり交通(株)1台、富士電物流(株)2台、
神奈川都市交通(株)10台、多摩田園タクシー(株)1台、川崎交通産業(株)7台、
川崎タクシー(株)8台、コスモ交通(株)8台、慶桜交通(株)1台、東栄興業(株)3台、
京浜交通(株)1台、(株)八重洲タクシー1台

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
例）・各社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉 内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域に指定（平成27年8月1日）

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成30年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UD タクシー 導入促進事業	290,400 千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UD タクシー導入 促進事業												

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））設立
- ・平成29年10月（第1回） 分科会文書協議、平成29年度変更計画について合意
- ・平成30年1月（第2回） 分科会文書協議、平成28年度事業評価について合意
- ・平成30年3月26日（第3回） 分科会開催、平成30年度計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎タクシー株式会社
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町1番地
（所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室
（氏 名） 石川、原田
（電 話） 044-200-2034
（e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
 各社ともに 身体：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
 知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
 精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両(ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス)等の導入台数。

平成30年3月31日現在

事業者名	車両数(台)			
	ノンステップ	ワンステップ	リフト付き	総数
交通局	322	19	0	341
	94.4%	5.6%	0.0%	
小田急バス	104	0	0	104
	100%	0%	0%	
東急バス	44	38	0	82
	53.7%	46.3%	0.0%	
臨港バス	220	50	0	270
	81.5%	18.5%	0.0%	
川崎市合計	690	107	0	797
	86.6%	13.4%	0.0%	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成30年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バスの導入	1,474,625千円	千円	0千円	千円	千円
	100%	%	0%	%	%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会 (地域公共交通バリア解消促進等事業(バス部門))設立 平成30年1月(第1回)平成28年度事業評価について合意 平成30年3月26日(第2回)平成30年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映
とくになし

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス(株)、東急バス(株)、小田急バス(株)
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会(利用者代表)

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 川崎市川崎区宮本町1番地
(所属) 川崎市まちづくり局交通政策室
(氏名) 石川、原田
(電話) 044-200-2034
(e-mail) 50kousei@city.kawasaki.jp

生活交通改善事業計画（利用環境改善促進等事業）

平成30年3月26日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））
（代表者名）会長 矢島 浩

1. 生活交通改善事業計画の名称

平成30年度 川崎市バスロケーションシステム導入促進計画

2. 利用環境改善促進等事業の目的・必要性

川崎市では、高齢社会の進展などによる社会的ニーズの変化にあわせて、平成30年3月に策定した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」や「市民生活を支える公共交通の強化」などを重点施策として掲げ、ターミナル駅などにおける案内情報の充実に取り組むこととしている。

このことから、バスの運行情報を広く利用者に知らせるシステムの導入や、主要ターミナルを中心にバス停案内表示機の新設を進め、利用者へのリアルタイムでの運行情報提供による利便性の向上など、利用しやすい公共交通環境の整備を目的とする。

3. 利用環境改善促進等事業の目標及び効果

（1）事業の目標 ※数字などを示し、定量的な目標を記載。

リアルタイムで到着時間などの運行情報をバス利用者に提供し、利用者の利便性向上を図る。さらに、バス事業者の運行の定時性の向上やバス利用者の増加につなげることを目標とする。

（2）事業の効果

利便性向上により、バスが利用しやすい交通機関として認識され、自家用車から公共交通機関へ利用転換することで、バス利用者を増加させ、もってマイカーからの利用転換による二酸化炭素排出量の削減に効果がある。

また、バス利用者へ渋滞による遅延など運行状況を提供することでの利用者の不安解消や、バス事業者がリアルタイムで運行管理することにより、ダイヤ改正につながるなど、定時性の向上にも寄与する。

4. 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）【川崎市合計】停留所表示機：21基

- ・ 停留所運行情報表示器 14基（新規14基）：川崎市交通局
- ・ 停留所運行情報表示器 6基（既存インバウンド対応6基）：川崎鶴見臨港バス
- ・ 停留所運行情報表示器 1基：小田急バス

(2) 関連事項
(地方公共団体の各種計画との位置付け、計画内容) 平成30年3月に策定した「川崎市総合都市交通計画」において、「交通の安全・安心の強化」や「市民生活を支える公共交通の強化」などを重点施策として掲げ、ターミナル駅などにおける案内情報の充実に取組むこととしている。
(事業実施地域) ※市区町村名を記載。 川崎市
(他の交通事業者との連携状況) ※自社グループ内での連携を除く。 特になし
(他の交通機関との連携状況) ※鉄道、海運、航空等。 特になし
(公共交通以外の分野との連携状況) ※観光、商業等。 特になし
(事業を実施すべき緊急性) 利用しやすい交通環境整備を図るため、できる限り早期の整備が必要。

5. 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
30年度(当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担割 合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
バスロケーションシステム導入	17,927千円	千円	0千円	千円	千円
	100%	%	0%	%	%

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
バスロケーションシステム導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 4 月 12 日 川崎市地域公共交通会議分科会
(地域公共交通バリア解消促進等事業(バス部門)) 設立
- ・平成 30 年 1 月(第 1 回)平成 28 年度事業評価について合意
- ・平成 30 年 3 月 26 日(第 2 回)平成 30 年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

とくになし

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス(株)、東急バス(株)、小田急バス(株)
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会(利用者代表)

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 川崎市川崎区宮本町 1 番地
(所 属) 川崎市まちづくり局交通政策室
(氏 名) 石川、原田
(電 話) 044-200-2034
(e-mail) 50kousei@city.kawasaki.jp

多摩区长尾台地区コミュニティ交通「あじさい号」の運行状況について

1 運行概要

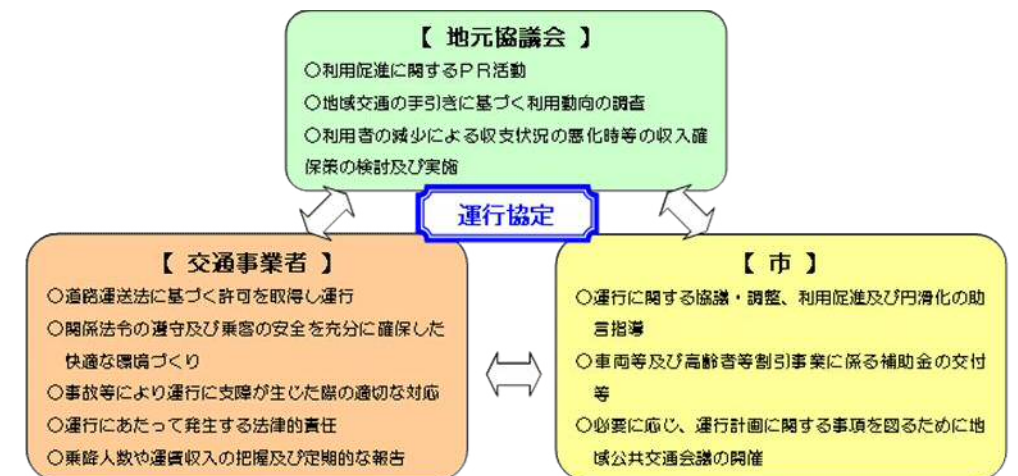
運行日	平日及び土曜日(日祝日運休)			
運行時間	平日6時半～22時半、土曜10時～18時			
運行ルート	2系統での循環路線			
	系統名	起点	主な経由地	
	N1	あじさい寺	久地駅	
	N2		登戸駅	
終点	あじさい寺			
運行本数	平日	N1系統 21往復 N2系統 11往復	土曜	N1系統 7往復 N2系統 7往復
停留所数	12ヶ所			
運賃	基本運賃は以下の通り			
	長尾台地区～久地駅	大人:220円 中高生:180円 小児:110円		
	長尾台地区～長尾橋	大人:220円 中高生:180円 小児:110円		
	長尾台地区～登戸駅	大人:260円 中高生:210円 小児:130円		
	※1 70歳以上・障害者等の方は100円割引(小児障害者は無賃) ※2 指定停留所から乗車し、指定停留所で降車する場合に限り、乗り継ぎ割引の適用 ※3 割引なしの回数券を導入 ※4 中高生は学生証の提示により、中高生割引の適用			
運行車両	マイクロバス1台(6,995mm×2,010mm、定員29名)、愛称「あじさい号」			
運行主体	株式会社高橋商事			

2 運行ルート図



3 運行実施体制の構築

多摩区长尾台地区の本格運行にあたっては、地元協議会、交通事業者、川崎市の3者の役割分担を明確にして相互に協力する体制を構築することで、地域住民の日常生活を支え、持続可能で安定した運営・運行を目指すことを目的とした運行協定を平成26年9月19日に締結した。



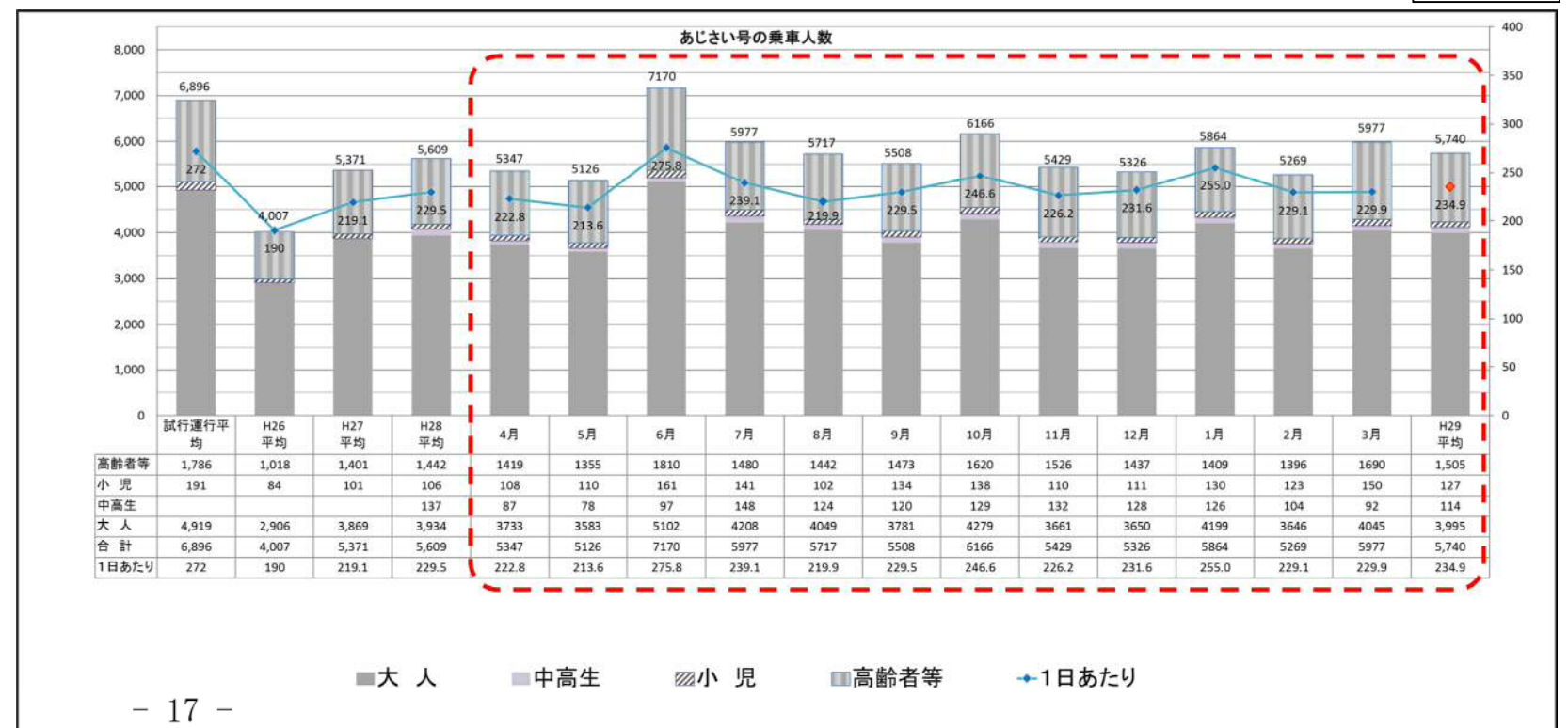
4 あじさいまつり臨時便の報告について

多摩区长尾台地区にある妙楽寺(通称:あじさい寺)境内において「あじさいまつり」が、毎年6月の第3日曜日に開催され、本格運行後、毎年臨時便の運行がされている。昨年度においても長尾地区内の交通混雑緩和による地域内の安全を確保するとともに、あじさい号の認知度向上や地域への貢献によるイメージの向上を図り、今後の利用者の増加へ繋げることを目的とし、臨時便の運行を実施した。

昨年度は、一昨年度32便だった運行本数を38便へ増便し、あじさいまつり開始前の9時台から運行を行った結果、377人(1便あたり9.9人)の利用があった。

運行日	平成29年6月18日(日)
運行時間	9時20分～15時30分
運行ルート	第1便:久地駅～あじさい寺 それ以降N1系統での循環路線 最終便:あじさい寺～久地駅
運行本数	久地駅～あじさい寺:1本 あじさい寺～久地駅:1本 あじさい寺～久地駅～あじさい寺:18往復
停留所数	9ヶ所
運賃	基本運賃は、運行概要と同じ

5 運行状況について



麻生区岡上西地区における取組について

1 取組の概要及び経過について

①取組の概要

麻生区岡上西地区においては、利便性向上のため地域住民の方々と構成された「岡上西地区コミュニティ交通導入協議会」が平成26年7月に立ち上がり、これまで2回の運行実験を行っているところ。

②取組の経過

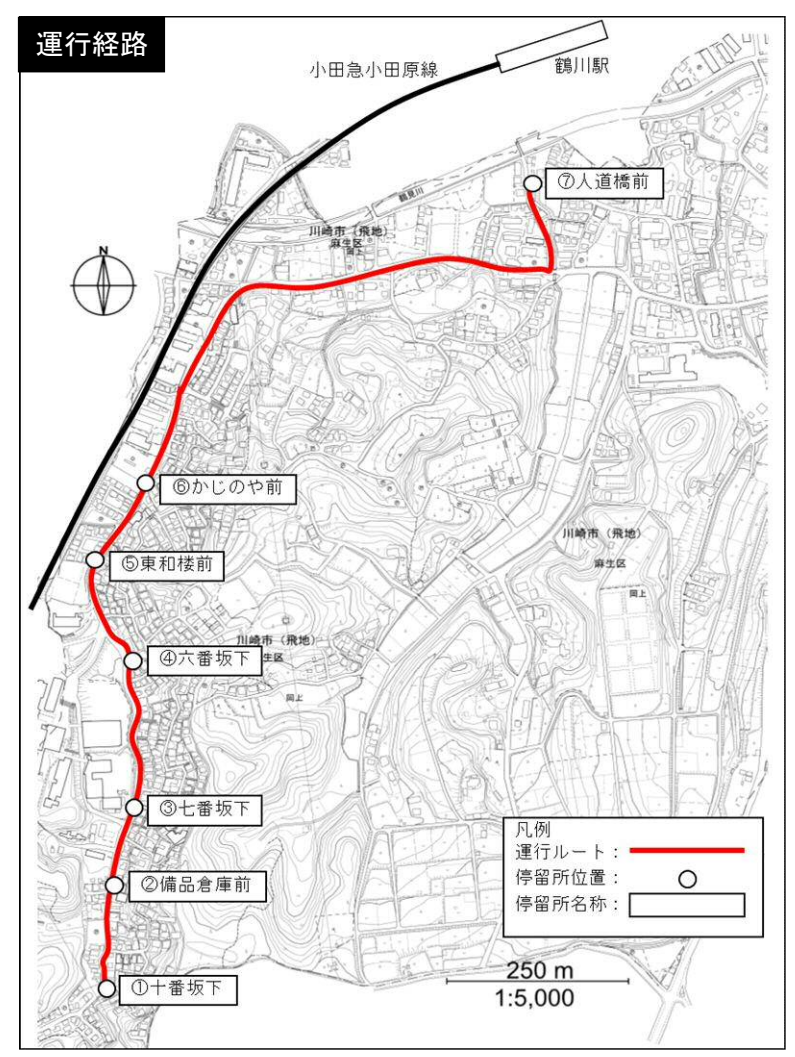
- 平成26年7月 「岡上西地区コミュニティ交通導入協議会」設立
- 平成26年10月 行動特性調査の実施
- 平成27年9月 行動特性調査結果を踏まえ、利用ニーズに応じた便数調整が可能な事前予約方式、運行に要する経費が小型バス等と比べて安価なタクシー車両の活用を決定
- 平成27年12月 運行実験運行計画(案)の作成
- 平成28年2月 利用意向調査の実施、運行計画案を改善
- 平成28年9月 **第1回運行実験を実施(9月12日(月)～12月9日(金))**
- 平成28年12月～ 運行結果及び住民への再アンケートを踏まえた運行計画の見直し
- 平成29年12月～ **第2回運行実験を実施(12月1日(金)～3月8日(木))**

2 第1回運行実験の内容

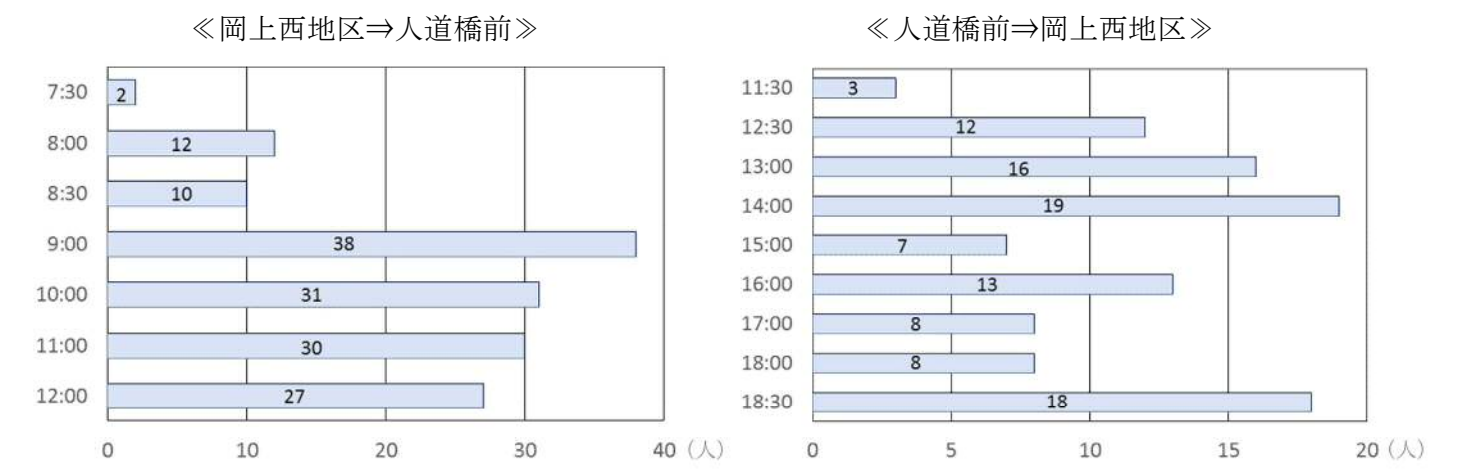
- 実施期間 … 平成28年9月12日から平成28年12月9日まで
- 運行形態 … 事前予約制によるタクシー車両での運行(定員4名)
※予約がない場合は運休
- 運行区間 … 岡上西地区⇄人道橋前
- 運賃 … 片道400円
(高齢者等は100円割引)
- 運行時間 … 7時30分～18時30分
(平日のみ)

《時刻表》

岡上西地区発	岡上人道橋前発
7:30	
8:00	
8:30	
9:00	
10:00	
11:00	11:30
12:00	12:30
	13:00
	14:00
	15:00
	16:00
	17:00
	18:00
	18:30



3 第1回運行実験の結果

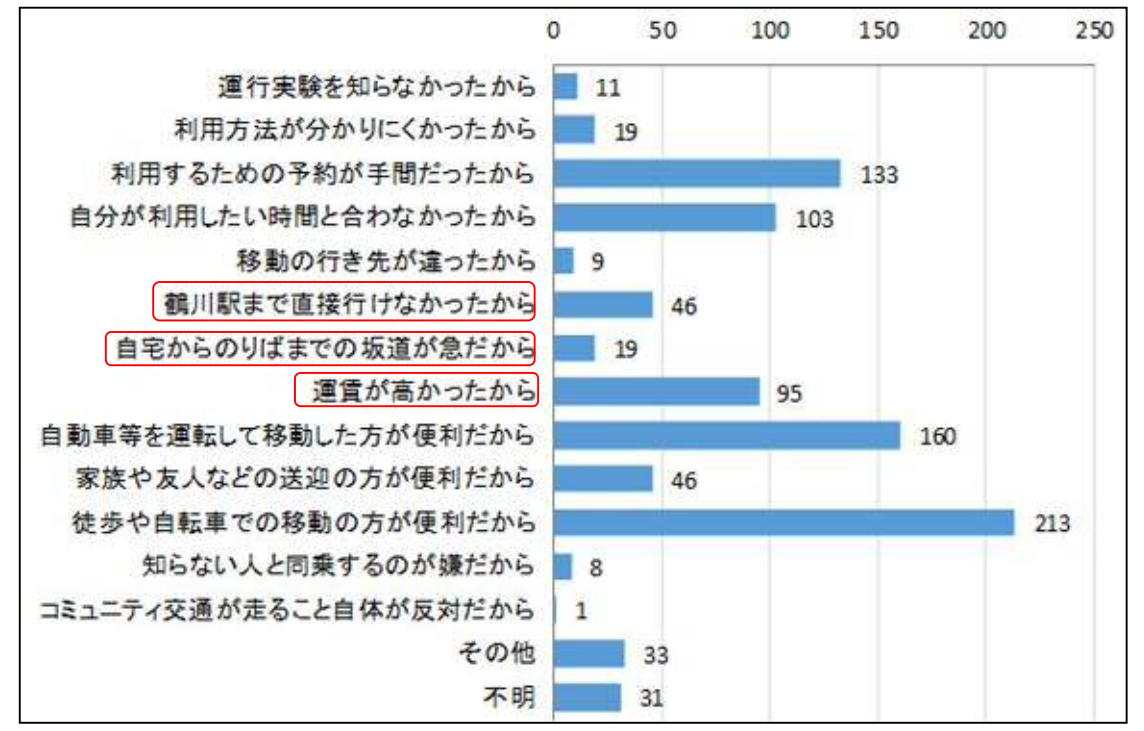


運行日数	59日(運行期間60日)
運行便数	204便
利用者数	254人
1日平均利用者数	4.3人
1便平均利用者数	1.24人
高齢者利用割合	74%

◆継続・安定的な運営に向けた事業性の確保のため、運行目標として設定していた2.5人/便には届かず(結果:1.24人/便)
◆運行計画の見直しに向けて、運行実験結果の分析を行うとともに、運行実験を踏まえた地域住民のニーズ再調査を行うこととした

4 地域住民への再アンケート結果

・「コミュニティ交通を利用しなかった」と回答した方が、利用しなかった理由は次のとおり。



・また、運行日については、土日祝日の運行を希望する方が42.0%と最も多かった。

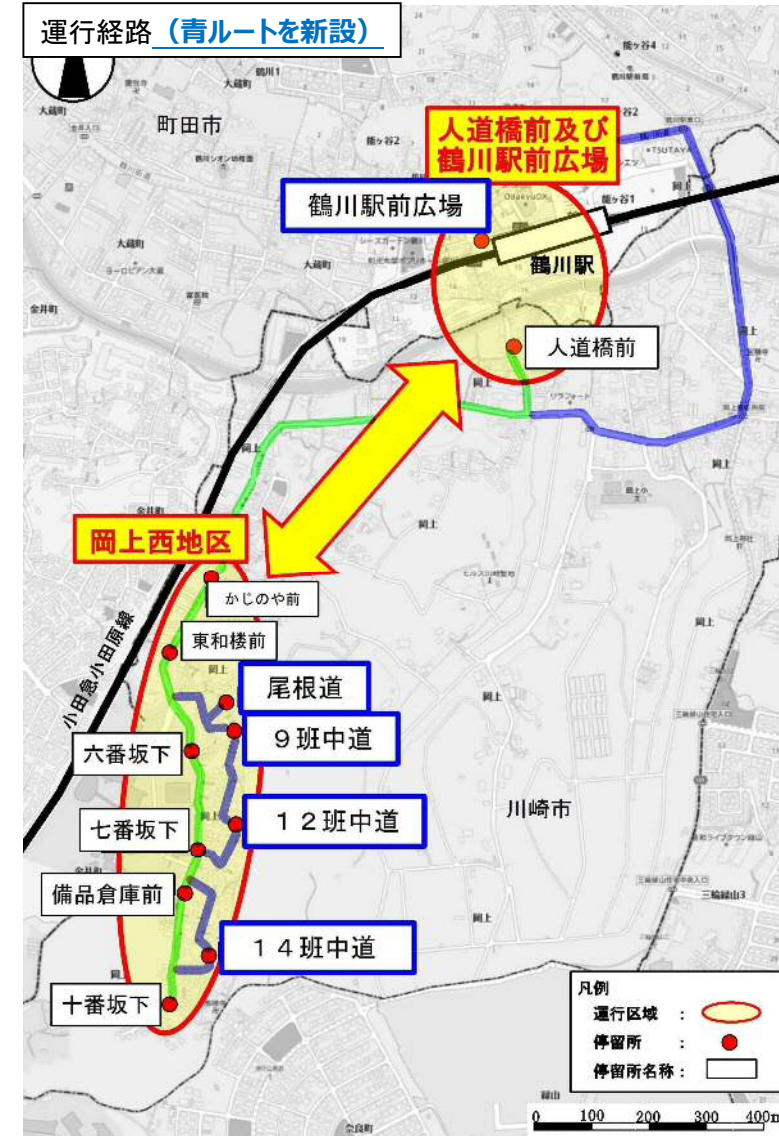
5 第2回運行実験における見直し内容

事業性の確保に向けて、第2回運行実験では次の見直しを実施した。

- ・岡上西地区内の高低差が大きいエリアについて、停留所を4か所新設
- ・利用者ニーズを踏まえて鶴川駅前広場への経路を新設
- ・1便当たりの利用者増に向けて、利用実績が少なかった便を中心に便数を減
- ・試行的に高齢者等割引を拡大
- ・運行事業者負担が大きかった当日利用の廃止

下線部が変更点

	第1回運行実験	第2回運行実験
実施期間	平成28年9月12日～12月9日	平成29年12月1日～3月8日
運行日	月～金曜日(土日祝日運休)	全日(12月29日～1月3日のみ運休)
運行区間	岡上西地区(停留所6か所) ⇔ 人道橋前	岡上西地区(停留所10か所) ⇔ 人道橋前・鶴川駅前広場
運行時間	7時30分から18時30分まで	9時から18時まで
運行車両	タクシー車両(乗客定員:4名)	タクシー車両(乗客定員:4名)
運賃	<人道橋前行> 片道1人「400円」	<人道橋前行> 片道1人「400円」 <鶴川駅前広場行> 片道1人「1,000円」 2人以上での利用は、片道1人「500円」
高齢者等割引	川崎市高齢者特別乗車証明書、身体障害者手帳などの提示により「100円引」	川崎市高齢者特別乗車証明書、身体障害者手帳などの提示により「200円引」
運行事業者	コスモ交通株式会社	コスモ交通株式会社
運行形態	事前予約により運行 ※予約のない便は運行しない	事前予約により運行 ※予約のない便は運行しない
予約方法	「利用する日」、「便(時刻表の中から選択)」、「のりば」、「人数」を運行事業者に電話予約 受付締切: 利用する日の前日まで (11月から試験的に当日予約受付を実施) 受付時間: 9:00～16:00	「利用する日」、「便(時刻表の中から選択)」、「のりば」、「人数」を運行事業者に電話予約 受付締切: 利用する日の前日まで (当日受付は廃止) 受付時間: 9:00～16:00



週7日運行(土日祝含む)※

岡上西地区発	鶴川駅発	人道橋発
9:00		
10:00		
11:00		
12:00		
	13:00	13:10
	14:00	14:10
	15:00	15:10
	16:00	16:10
	17:00	17:10
	18:00	18:10

6 第2回運行実験を踏まえた今後の取扱

- ・第2回運行実験では、利用実績について概ね横這いの結果となり、現在、実施結果の分析や今後の取組の方向性について、「岡上西地区コミュニティ交通導入協議会」と協議、調整を進めている。

川崎市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 神奈川県バス協会 専務理事
- (5) 神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長
- (6) 川崎市全町内会連合会の推薦する者

(7) 市民

(8) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

(9) 神奈川県交通運輸産業労働組合

(10) 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長

(11) 川崎市建設緑政局総務部長

(12) 川崎市まちづくり局交通政策室長

(13) その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 前項第2号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(分科会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第5条及び第6条の規定は、分科会の会議に準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

(川崎市地域交通検討委員会の廃止)

2 川崎市地域交通検討委員会（平成18年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

川崎市地域公共交通会議分科会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市地域公共交通会議設置要綱（20川ま交第 136 号、以下「交通会議設置要綱」）第 7 条の規定に基づき設置される川崎市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 分科会は、川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された調査審議事項を協議し、その結果を交通会議へ報告することを目的とする。

(分科会の構成員)

第 3 条 分科会の構成員は、交通会議設置要綱第 7 条第 2 項に基づき組織する。

2 分科会で議決権を有する構成員は交通会議設置要綱第 3 条第 2 項の委員に属するものとする。

(協議結果の取扱い)

第 4 条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第 5 条 分科会の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営
に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年3月15日から施行する。

川崎市内における地域交通取組地域の位置図

平成30年5月現在

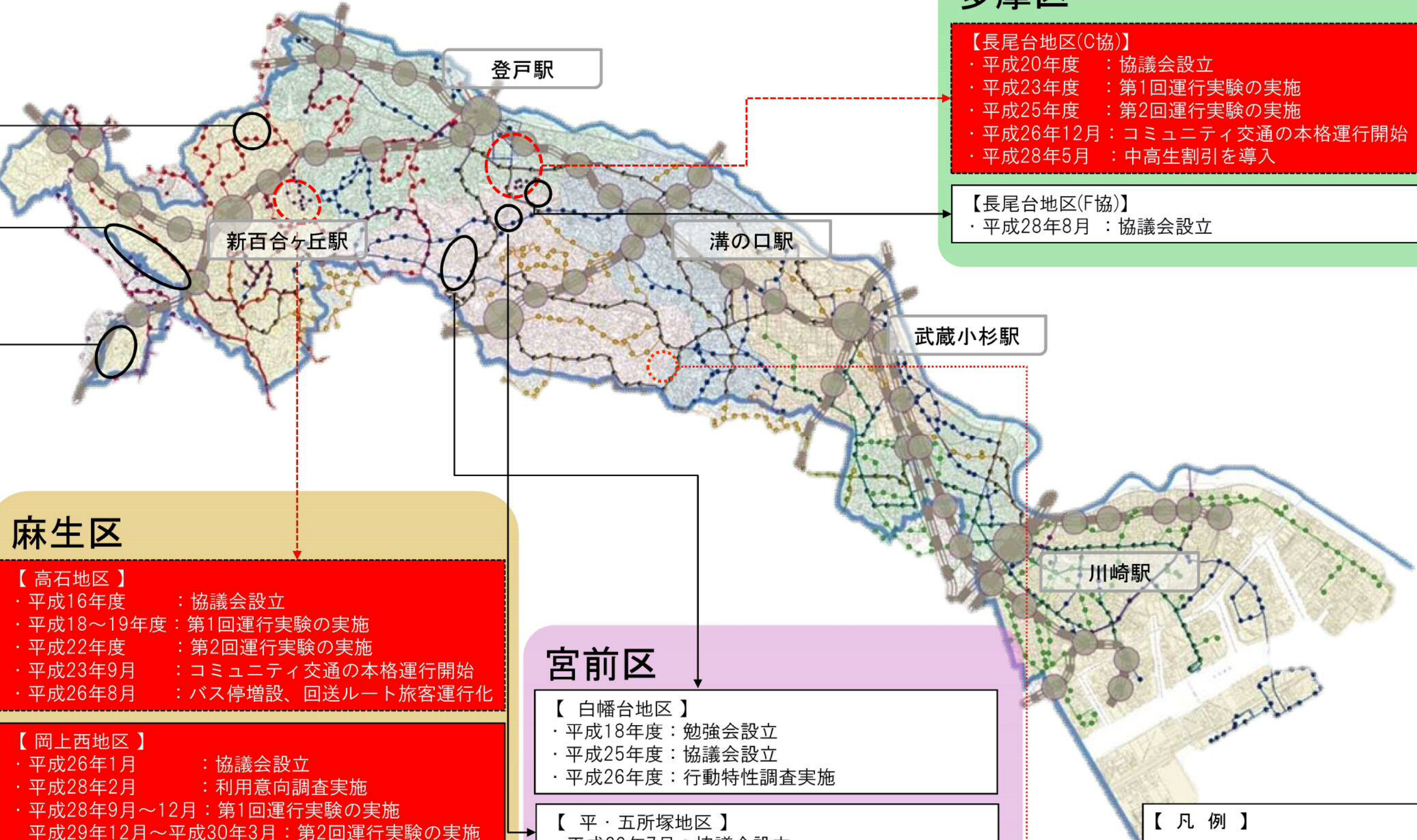
多摩区

【長尾台地区(C協)】

- ・平成20年度 : 協議会設立
- ・平成23年度 : 第1回運行実験の実施
- ・平成25年度 : 第2回運行実験の実施
- ・平成26年12月 : コミュニティ交通の本格運行開始
- ・平成28年5月 : 中高生割引を導入

【長尾台地区(F協)】

- ・平成28年8月 : 協議会設立



麻生区

【高石地区】

- ・平成16年度 : 協議会設立
- ・平成18～19年度 : 第1回運行実験の実施
- ・平成22年度 : 第2回運行実験の実施
- ・平成23年9月 : コミュニティ交通の本格運行開始
- ・平成26年8月 : バス増設、回送ルート旅客運行化

【岡上西地区】

- ・平成26年1月 : 協議会設立
- ・平成28年2月 : 利用意向調査実施
- ・平成28年9月～12月 : 第1回運行実験の実施
- ・平成29年12月～平成30年3月 : 第2回運行実験の実施

【細山・向原・金程・千代ヶ丘地区】

- ・平成28年10月 : 協議会設立

【片平地区】

- ・平成29年12月 : 協議会設立

宮前区

【白幡台地区】

- ・平成18年度 : 勉強会設立
- ・平成25年度 : 協議会設立
- ・平成26年度 : 行動特性調査実施

【平・五所塚地区】

- ・平成29年7月 : 協議会設立

【野川南台地区】

- ・平成16年度 : 協議会設立
- ・平成20年度 : 県営野川南台団地自治会による道路運送法の許可を要しない運行形態で本格運行を開始

【凡例】

- コミュニティ交通 運行地区
- 区役所の事業で実施地区
- 現在交通手段を検討している地域 (長期間の活動中止・休止状態は除く)

コミュニティ交通「あじさい号」の運行に関する協定書

株式会社 高橋商事（以下「甲」という。）、長尾台コミュニティ交通導入推進協議会（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）は、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）に基づき乗合旅客を輸送する長尾台コミュニティバス「あじさい号」（以下「あじさい号」という。）の本格運行の実施、継続等について、次のとおり協定を締結し、相互の協力のもと信義に従ってこれを履行するものとする。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の役割を定め、その責務を履行することにより、地域住民の日常生活を支え、地域の活性化に資するあじさい号を運行することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、あじさい号を運行するにあたり、関係法令を遵守するとともに、乗客の安全を十分に確保し、快適な環境づくりを図るものとする。

2 甲は、あじさい号の乗降人数や運賃収入等を把握し、定期的にその状況等を乙、丙に報告するものとする。なお、乙又は丙の要請があった場合は、その都度、報告するものとする。

3 運行に伴って発生する事故などの法的責任は、甲が負うものとする。

4 運行に関して、事故等で運行に支障が生じる事態が発生した場合は、甲は直ちに適切な処置を講ずるものとする。

5 車両の重大な故障や走行環境の障害等により、運行に著しく支障が生じる事態が発生した場合は、運休等の処置を行うことができる。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲が運行するあじさい号を積極的に利用するように、地域住民及び企業等に対し、利用促進に関するPR活動を行うものとする。

2 乙は、「地域交通の手引き」に基づき実施する利用動向の調査等について、甲の協力のもと、実施するものとする。

3 乙は、前条第4項及び第5項の規定に基づき甲が行う処置について、必要な協力を行うものとする。

4 乙は、あじさい号の利用者の減少などにより、収支状況が悪化した場合は、甲、丙と協議の上、運賃外収入を含め、収入確保の方策等を講じるよう努めるものとする。

（丙の役割）

第4条 丙は、甲が運行するあじさい号の運行に関し、甲と乙の協議に関する調整並びに運行の利用促進及び円滑化について助言、指導を行う。

2 丙は、甲または乙の求めにより、必要に応じ、次条の規定による運行計画に係る事項を定めるために「川崎市地域公共交通会議」を開催するものとする。

3 丙は、「川崎市コミュニティ交通導入の支援及び補助金交付に関する要綱」及び「川崎市コミュニティ交通における高齢者等割引事業補助金交付要綱」に基づき、甲へ予算の範囲内で補助等を行う。

(あじさい号の運行)

第5条 甲は、乙及び丙と協議の上で定めた運行計画（運行ルート、運行開始時期、時刻表、運賃表等）に従って、あじさい号の運行を行うものとする。

2 甲は、前項で定めた運行計画に基づき、事業年度ごとに収支計画や車両買替えに係る資金計画を含む事業計画を立案し、年度開始の1ヶ月前までに乙及び丙に提出し、了解を得た上で運行するものとする。なお、事業計画における事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(運行計画等の変更)

第6条 甲は、あじさい号の運賃の改定及び運行ルートの変更を行う場合は変更を行う6ヶ月程度前までに、また、時刻表の変更を行う場合は変更を行う3ヶ月程度前までに変更案を作成し、その内容について、甲、乙及び丙で協議するものとする。

(協定期間及び運行の廃止)

第7条 本協定の有効期間は、平成26年9月19日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間終了後も、事前に甲、乙及び丙から異議申し立てがなければ、引き続き本協定は自動的に1年間継続するものとする。

2 甲は、あじさい号の利用者の減少などにより、著しく収支が悪化した場合は、乙、丙と協議した後、1年程度前までに運行の廃止の判断を行うことができるものとする。ただし、運行の開始から2年経過するまでは、同項の規定にかかわらず運行を継続しなければならない。

(協議事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は協定書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令等の定めによるほか、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月19日

甲 川崎市多摩区菅野戸呂11番3号

株式会社 高橋商事

代表取締役

高橋 弘和

乙 川崎市多摩区长尾6丁目26番2号

長尾台コミュニティ交通導入推進協議会

会長

児井 正臣

丙 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長

福田 紀彦

コミュニティ交通「山ゆり号」の運行に関する協定書

株式会社 高橋商事（以下「甲」という。）、山ゆり交通事業運営委員会（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）は、「道路運送法」（昭和26年法律第183号）に基づき乗合旅客を輸送するコミュニティバス「山ゆり号」（以下「山ゆり号」という。）の本格運行について、次のとおり協定を締結し、相互の協力のもと信義に従ってこれを履行するものとする。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の役割を定め、その責務を履行することにより、地域住民の日常生活を支え、地域の活性化に資する「山ゆり号」を運行することを目的とする。

（株式会社高橋商事の役割）

第2条 甲は、「山ゆり号」を運行するにあたり、関係法令を遵守するとともに、乗客の安全を十分に確保し、快適な環境づくりを図るものとする。

- 2 甲は、定期的に利用状況を乙、丙に報告するものとする。なお、乙または丙の要請があれば、その都度、報告するものとする。
- 3 運行に伴って発生する法律的責任は、甲が負うものとする。
- 4 運行に関して、事故等で運行に支障が生じる事態が発生した場合は、甲は直ちに適切な処置を講ずるものとする。
- 5 車両の重大な故障や走行環境等で、運行に関して著しく支障が生じる事態が発生した場合は、運休等の処置を行うことができるものとする。

（山ゆり交通事業運営委員会の役割）

第3条 乙は、甲が運行する「山ゆり号」を積極的に利用するように、地域住民及び企業等に対し、利用促進に関するPR活動を行うものとする。

- 2 乙は、利用者が年間登録料として6,000円支払うと「山ゆり号」の乗車時に大人運賃から50円引きになるサポーター制度及びその他収入について、運営・管理を行うものとし、サポーター登録者の確保にも努めるものとする。
- 3 乙は、甲が運行する「山ゆり号」の経費について、必要に応じ乙が管理するサポーター制度の登録料及びその他収入から補填を行うものとする。
- 4 乙は、「地域交通の手引き」（平成19年6月8日付け19川ま交第33号）に基づき実施するモニタリング等について、甲の協力のもと、実施するものとする。
- 5 乙は、前条第4項及び第5項の規定に基づき甲が行う処置について、必要な協力を行うものとする。

（川崎市の役割）

第4条 丙は、甲が運行する「山ゆり号」の運行に関し、甲と乙の協議に関する調整並びに「山ゆり号」の運行の利用促進及び円滑化について助言、指導を行う。

- 2 丙は、甲または乙の求めにより、必要に応じ次条の規定による運行計画に係る事項を定めるために「地域公共交通会議」を開催するものとする。
- 3 丙は、「川崎市コミュニティ交通導入の支援及び補助金交付に関する要綱」及び「川崎市コミュニティ交通における高齢者等割引事業補助金交付要綱」に基づき、甲へ予算の範囲内で補助等を行う。

(「山ゆり号」の運行)

第5条 甲は、乙及び丙と協議の上で定めた運行計画（運行ルート、運行開始時期、時刻表、運賃表等）に従って、「山ゆり号」の運行を行うものとする。

2 甲は前項で定めた運行計画に基づき年度当初に収支計画を含む事業計画を立案し、乙及び丙に提出し、了解を得た上で運行するものとする。

(運行計画等の変更)

第6条 甲は、「山ゆり号」運行の運賃の改定及び運行ルートの変更を行う場合は変更を行う6ヶ月程度前までに、また、時刻表の変更を行う場合は変更を行う3ヶ月程度前までに、甲、乙及び丙で協議するものとする。

2 前項の変更に伴う事業計画の変更については、前条第2項を準用するものとする。

(協定期間及び運行の廃止)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間終了後も、事前に甲、乙及び丙から異議申し立てなければ、引き続き本協定は自動的に1年間継続するものとする。

2 甲は、「山ゆり号」の運行について、第5条第2項の事業計画に対し、利用者やサポーター制度の登録者の減少などにより、著しく収支が悪化した場合は、乙、丙と協議した後、1年程度前までに運行の廃止の判断を行うことができるものとする。ただし、運行の開始から2年経過するまでは、同項の規定にかかわらず運行を継続しなければならない。

(協議事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は協定書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成23年3月25日

甲 株式会社 高橋商事

代表取締役 高橋 英雄

乙 山ゆり交通事業運営委員会

会 長 碓井 勝次

丙 川崎市長 阿部 孝夫

川崎市総合都市交通計画の改定について

1 見直しの方向性

1 今回の中間見直しについて

- ・本計画の基本的な考え方となっている「広域調和・地域連携型の都市構造を支える交通体系の形成」を引き続き推進するため、交通政策の理念をはじめ、めざすべき都市構造や交通政策目標などの基本的な考え方は、従来の計画から継承する。
- ・計画策定後の状況変化等を踏まえ、目標の実現に向けて取組が必要な交通課題の解決に向け、重点施策などの施策展開を中心に必要な見直しを行う。

2 川崎縦貫鉄道計画について

- ・川崎縦貫鉄道計画は、財政負担が極めて大きいこと、また、今後の超高齢化や人口減少を踏まえると、事業着手できる環境にはないとの判断から、計画を廃止する。
- ・今後は、身近な地域の交通を支える公共交通ネットワークの充実や既存鉄道の輸送力増強等による混雑緩和、周辺都市と連携した鉄道ネットワークの形成などに重点を置き、取組を進める。

2 改定の主な内容

1 鉄道・道路ネットワーク形成事業の取組時期の見直し

各事業の進捗や計画熟度等を踏まえ、取組時期の確認と必要な見直しを行う。(計画を廃止した川崎縦貫鉄道計画や事業を中止した京急大師線連立事業2期以外は、基本的に従来の位置付けを継承する。)

なお、京急大師線連立事業2期については、「都市計画変更を前提に代替案を検討し、今後の方向性を明確化する」ことを示す。⇒重点施策1参照

2 鉄道の混雑緩和と安全性・利便性向上

混雑緩和に向けたオフピーク通勤の取組、駅の安全性、利便性の向上に向けたホームドアの設置や駅施設の改良など、鉄道事業者との連携による取組の推進を示す。

⇒重点施策1、2参照

3 自転車の安全利用と活用

自転車を身近な地域における交通手段ととらえ、歩行者などに配慮した通行環境の整備等による自転車の安全利用の推進とともに、自転車の活用に向けた取組の推進を示す。

⇒重点施策2参照

4 身近な地域の公共交通ネットワークの形成

駅などへのアクセス向上は路線バスによる対応を基本とし、路線バスサービスの一層の充実を図るとともに、多様な主体との連携によるコミュニティ交通の取組への支援や、幅広い観点から、地域の足を確保するための様々な手法に関する検討を行うなど、地域の特性やニーズに応じた取組の推進を示す。⇒重点施策3参照

5 臨海部における公共交通機能の強化

既存ストックの活用と新たな公共交通機能の強化の観点から、施策展開の考え方を示すとともに、次世代モビリティ等の活用など、先進的・先導的な技術の導入促進等に向け、臨海部ビジョンと連携した取組の推進を示す。

⇒重点施策5参照

6 目標水準の一部見直し

目標水準の「道路橋りょうの耐震化」について、目標としていた124橋の耐震化を完了したため、目標値を再設定するなど、一部の指標について必要な見直しを行う。

⇒目標水準参照



連続立体交差化や混雑緩和に向けた長編成化、オフピーク通勤による需要の調整などに取り組むJR南武線



新百合ヶ丘への延伸について横浜市との事業化に向けた調整を進める横浜市営地下鉄3号線



鉄道駅の安全性・利便性向上のため、鉄道事業者と連携した取組を進める必要があるJR武蔵小杉駅



歩行者や自転車等が安全で安心して移動しやすい交通環境の整備等により、自転車の安全利用を推進するとともに、活用という視点からも取組を進める



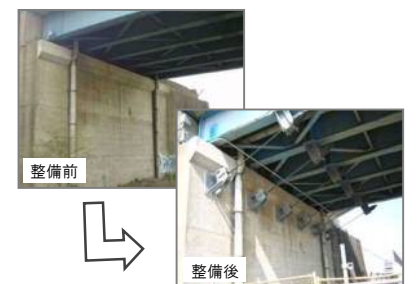
周辺地域における路線バスネットワークの拠点として、再開発に合わせて再整備を行う鷺沼駅交通広場



幅広い観点から地域の足を確保するための手法について検討を行い、持続可能な交通環境の整備に向けて、地域の特性やニーズに応じた取組を進める



臨海部ビジョンと連携した次世代モビリティ等の活用など、先進的・先導的な技術の導入促進等に向けた取組を進める



目標水準の「道路橋りょう124橋の耐震化」を完了したため、川崎市橋梁耐震化計画(H28.6)を踏まえ199橋の耐震化を追加設定